

水路整備と希少種保全をめぐる農家の不満：なぜ環境配慮はもめるのか？

Dissatisfaction of farmers over the endangered species conservation and drainage management

田代 優秋^{*,**}
TASHIRO Yushu

1. はじめに

日本人にとって農村は、童謡「春の小川」「ふるさと」として謡われるように日本人の原風景であった。食料・農業・農村基本法の制定、土地改良法の改正以後、農業土木事業の中で環境配慮が義務化され、失われかけていた人と生物との関わりが日本全国で再生されはじめた。

ところが同時に、農業土木事業における環境配慮の問題点も顕在化させた。農業農村が持つ多面的機能の発揮は、事業の基本理念として掲げられ、おおよその社会的合意は形成されていると考えてよいだろう。その実情はといえば、直接的な利害を受ける農家と現場技術者（コンサルタント、行政担当者、環境・生物系専門家など）の間で、工事計画、設計、交渉・調整、施工の過程で農業生産効率性の向上と環境保全の間で“不満”もあった。特に、国営事業よりも小規模な都道府県レベルや市町村レベル、あるいは狭小な農地が多い西日本や地方部では、そうした不満を聞くことが多い。

環境配慮の義務化から10年以上が経過し、多くの事例が蓄積された今、農業土木事業の第一線の現場で「環境配慮はなぜもめるのか？」という問いに答えなければならない。もめる理由の多くが“非”コンクリート化水路に伴う維持管理負担への反発と捉えられている（例えば、堀野 2008；松岡 2009）。このため現場技術者は事業進行のために、どの程度の維持管理負担なら農家から我慢してもらえるのかを探る方法、つまり開発か環境かという二項対立の問題にすり替わってしまう。そして、農家に怒られながら「ご理解とご協力を得る」ことが慢性化してしまう。現場技術者が獲得してきたノウハウも、日々の業務の中に忙殺・埋没し、個人技能的に蓄積され、体系的技術に昇華しない。これが全国各地で繰り返されてしまう。ここで今一度、なぜもめるのかという根本的な問題構造を整理すべきではないだろうか。

そこで本報告では、徳島県ですでに絶滅したと考えられていた希少淡水魚カワバタモロコが再発見され、その場所で水路整備事業を行った事例を中心に、全国の水生生物を巡る水路整備事業も参照しながら環境配慮が揉める問題構造の整理を試みたい。

2. 対象事例の概要

徳島県では、徳島県版レッドデータブック（2001）においてカワバタモロコはすでに絶滅したと考えられていた。ところが、2004年8月、県内の淡水魚愛好家によって58年ぶりに吉野川下流域鳴門市大津町（約3 km²）の極めて狭い範囲のハス田地帯の水路で再発見された。この再発見地域では昭和初期からほぼ全域でレンコン栽培が行われており、現在は122軒の販売農家がある。この地域の水路はほとんどが土水路であり、県下にこれほどまとまった土水路網は周辺にはない。

この地域では高速道路の建設とそれに伴う農道・農業水路整備事業（以下、水路整備）が再発見前から計画されていた。農家からの水路整備への要望は、水路堆積泥の浚渫、維持管理負担軽減のための水

* 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里ネイチャーセンター Sanagochi Nature Center

** 現所属 公益財団法人 公害地域再生センター The Aozora Foundation

Keyword 環境配慮, 維持管理, コンフリクト, 不公平感, カワバタモロコ

路のコンクリート化，農機具搬入路の整備および治水対策であった。当時，このうち1軒の農家のみがカワバタモロコの保護を希望していたが，地元農家全体あるいは地域の総意としての本種に対する価値はなく，“工事を妨げる厄介者”という見方が大勢であった。

再発見2年後の2006年に，水路整備上の保全対策を検討することを目的とした関係者と研究者による協議会（西日本高速道路株式会社，徳島大学，県立博物館，徳島県（複数部署），鳴門市）が組織された。ただし，ここに地元農家は含まれていない。その主な成果として，本種の生息環境要因として水路構造（抽水植物を中心とした水生植物）と水質環境（有機性汚濁に伴う貧酸素化）の重要性が示され水路整備上の配慮が決定された。

3. 保全をめぐる農家の不満

徳島県のカワバタモロコの事例では，事業が確定したのちに再発見されたため，農家からは保全のために事業費増加や整備事業の縮小・中止といった不安感から保全には消極的であった。また，環境系専門家や環境団体から保護保全への半ば強制的・権威主義的なやり方への反発があった。こうした事例以外に全国では，福岡県のヒナモロコ，岡山県のアユモドキとスイゲンゼニタナゴ，新潟県のトゲウオ類の保全を巡ったもめごととも確認された。

ここでは，農家の意見として「自分たちは農業経済性を高めるために整備している。そのために受益者負担でお金も出してる。にもかかわらず，なぜまた草をはやし，水路に泥がたまりやすくして維持管理負担が多い水路を作らねばならないのか？」，「掛かり増す費用を農家が負担するのはおかしい。公共（希少種保護）のためなら全額税金でやってほしい」，「ご理解くださいって維持管理がめんどくさい水路作っても行政も専門家も誰も草刈りにこないじゃないか」というものである。

環境配慮がもめる問題構造は大きく3つに整理でき，1) 工事そのものにかかわる制度面，2) 農業経済性が大きな価値基準となる思想面，3) 環境と農業にとらわれない新しい技術面である。1) そもそも農業農村整備事業は農家の要望によって実施されるものであって，環境配慮が義務化されているとはいえず「環境を守るためにやるわけではない」との認識が農家にはいまだ根強い。

2) 環境配慮による受益者は国民全体であるにもかかわらず，なぜ増加する分の費用を出すのか？という不公平感，なぜ維持管理を非農家，専門家，行政も手伝わぬのかという作業負担に対する不平等感，希少種保全の場合にその後の責任，監視，保全活動まで負わされる理不尽さ・不合理さとして表現される。つまり，受益者と費用負担者の乖離であり，公正さの問題である。

3) 農業土木はこれまで農地の大規模化，集積化，機械化とともに維持管理を軽減させ，これによって農業生産性を向上させ，強い農業・農家を生み出そうとしてきた。こうした中で最優先される価値観は経済性であった。しかし，本来水路は多面的で多目的な利用がなされ，地域独自の文化形成の場所であった。経済性の追求ではどうしても画一的な水路設計となるため，今後は農家が時代にあった新しい価値創造できる場として設計しなければならないだろう。

<参考文献>

- ・堀野治彦，中桐貴生（2008）：環境配慮型施工区を含む農業用水路への住民意識，水土の知 76（8），pp.41-45.
- ・松岡崇暢（2009）農業用水路の継続的な維持管理に向けた取り組み—NPOとの協働による維持管理の展望—，農村計画学会誌 27 巻論文特集号，pp.161-166.